

株式会社グリーンパワーインベストメント「(仮称)宮城山形北部風力発電事業に係る計画段階環境配慮書」に対する意見について

令和元年8月30日
経済産業省
商務情報政策局
産業保安グループ

本日、環境影響評価法第3条の6の規定に基づき、「(仮称)宮城山形北部風力発電事業に係る計画段階環境配慮書」について、株式会社グリーンパワーインベストメントに対し、環境の保全の見地からの意見を述べた。
意見内容は別紙のとおり。

(参考)当該地点の概要

1. 計画概要

- ・場 所：宮城県加美郡加美町、大崎市、山形県最上郡最上町及び尾花沢市
- ・原動力の種類：風力(陸上)
- ・出力：最大300,000kW

2. これまでの環境影響評価に係る手続

計画段階環境配慮書受理	令和元年 6月 4日
環境大臣意見受理	令和元年 8月23日
経済産業大臣意見	令和元年 8月30日

問合せ先:電力安全課 沼田、須之内、松崎
電話03-3501-1742(直通)

株式会社グリーンパワーインベストメント「(仮称)宮城山形北部風力発電事業に係る計画段階環境配慮書」に対する意見

1. 総論

(1) 対象事業実施区域の設定

ア 本事業の事業実施想定区域(以下「想定区域」という。)の大部分には、環境省事業「風力発電等に係るゾーニング導入可能性検討モデル事業(平成28年度及び平成29年度)」により宮城県が作成したゾーニングマップにおいて「保護優先・地形障害エリア」として示された区域及び山形県の風力発電適地調査報告書によって「保全を優先すべきエリア」として示された区域等が存在している。このため、対象事業実施区域の設定に当たっては、宮城県及び山形県と情報共有、意見交換等を積極的に実施した上で、必要に応じて事業内容に適切に反映させること。

イ 対象事業実施区域の設定並びに風力発電設備及び取付道路等の附帯設備(以下「風力発電設備等」という。)の構造・配置又は位置・規模(以下「配置等」という。)の検討に当たっては、計画段階配慮事項に係る環境影響の重大性の程度を整理し、反映させること。

(2) 累積的な影響

本事業は今後4事業に分割される予定であるため、分割後の各事業については、当該1事業に係る影響のみを予測及び評価するのではなく、4事業の事業計画を考慮した事業計画の検討並びに予測及び評価を行うこと。

また、想定区域の周辺において、環境影響評価手続中である風力発電事業等が存在していることから、これらの周辺で実施予定の事業についても、環境影響評価図書等の公開情報の収集や他事業者との情報交換等に努めた上で、累積的な影響について適切な予測及び評価を行うこと。

(3) 事業計画等の見直し

上記のほか、2.により、本事業の実施による重大な影響等を回避又は十分に低減できない場合は、対象事業実施区域の見直し、風力発電設備等の配置等の再検討、基数の削減等を含む事業計画の大幅な見直しを行うこと。

(4)環境保全措置の検討

環境保全措置の検討に当たっては、環境影響の回避・低減を優先的に検討し、代償措置を優先的に検討することがないようにすること。

2. 各論

(1)騒音に係る環境影響

想定区域の周辺には、複数の住居が存在していることから、工事中及び供用時における騒音による生活環境への影響が懸念される。したがって、風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、「風力発電施設から発生する騒音等測定マニュアル」(平成29年5月環境省)及びその他の最新の知見等に基づき、住居への影響について適切に調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、風力発電設備等を住居から離隔すること等により、騒音による生活環境への影響を回避又は極力低減すること。

(2)風車の影に係る環境影響

想定区域の周辺には、複数の住居が存在していることから、供用時における風車の影による生活環境への影響が懸念される。したがって、風力発電設備の配置等の検討に当たっては、住居への影響について適切に調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、風力発電設備を住居から離隔すること等により、風車の影による生活環境への影響を回避又は極力低減すること。

(3)鳥類に対する影響

想定区域及びその周辺は、希少猛禽類であるイヌワシ、クマタカの生息が確認されているほか、ガン・カモ類の主要な渡り経路となっている可能性があることから、本事業の実施により、風力発電設備への衝突事故及び移動経路の阻害等による鳥類への重大な影響が懸念される。このため、風力発電設備の配置等の検討に当たっては、専門家等からの助言を踏まえた鳥類に関する適切な調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、環境保全措置を講ずることにより、鳥類への影響を回避又は極力低減すること。

(4)水環境に対する影響

想定区域及びその周辺には、ふるさと宮城の水循環保全条例(平成16年宮城県条例第42号)に基づく「鳴瀬川流域水道水源特定保全地域」及び「北上川流域水道水源特定保全地域」並びに加美町水資源保全条例(平成26年加美町条例第22号)に基づく「加美町水資源保全地域」に加え、複数の河川源流部及び沢筋等のほか、漆沢ダム集水域等が存在することから、本事業の実施により、工事中の土砂や濁水の流出に伴う水環境への影響が懸念される。このため、関係機関と十分に協議を行いつつ、風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、河川や沢筋等からの距離を確保するとともに、工事実施時の土工量を抑制し、かつ、仮設沈砂池を設置すること等により土砂や濁水の流出を最小限に抑えることで、水環境への影響を回避又は極力低減すること。

(5) 植物及び生態系に対する影響

想定区域及びその周辺には、自然環境保全法(昭和47年法律第85号)に基づく自然環境保全基礎調査の第3回調査(特定植物群落調査)において特定植物群落に選定されている「翁山・小国川源流のブナ自然林」、同調査の第6回・第7回調査(植生調査)において植生自然度が高いとされた植生及び林野庁により緑の回廊に設定された森林等が存在することから、本事業の実施により、植物及び生態系への重大な影響が懸念される。このため、風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、現地調査により自然度の高い植生、特定植物群落及び緑の回廊等が存在する区域を明らかにした上で、植物及び生態系への影響について予測及び評価を行うこと。また、その結果を踏まえ、ブナ林等の自然植生及び特定植物群落の直接改変を原則として回避するとともに、既存道路及び無立木地等を活用することにより、自然度の高い植生等これらの重要な自然環境の改変を回避又は極力低減すること。

(6) 景観に対する影響

想定区域には御所山県立自然公園が含まれており、また、想定区域の周辺には、栗駒国定公園が位置している。同県立自然公園の公園計画に位置づけられている「翁峠(翁山)」、同国定公園の公園計画に位置づけられている「鳴子峡」等の主要な眺望点が存在していることから、本事業の実施により、これら眺望点からの眺望景観への影響が懸念される。このため、風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、現地調査により、主要な眺望点及び利用施設からの眺望の特性、利用状況等を把握した上で、フォトモンタージュを作成し、垂直見込角、主要な眺望方向及び水平視野も考慮した客観的な予測及び評価を行い、そ

の結果を踏まえ、眺望景観への影響を回避又は極力低減すること。

また、事業計画の具体化並びに調査、予測及び評価に当たっては、重要な眺望景観については、専門家等からの助言並びに各公園の管理者、利用者、地域住民及び関係地方公共団体等の意見を踏まえること。

以上の検討の経緯及び内容について、方法書以降の図書に適切に記載すること。